補助金活用支援合同会社 補助金申請サポート 約款

(1)総則

第1条 本規約は、補助金申請サポートへの申込者(以下「甲」という)と、補助金活用支援合同会社(以下「乙」という)との関係を定めるものとする。

第2条 甲は別紙「補助金申請サポート申込書」の確認と着手金の支払いをもって、本約款の内容に同意し、乙に補助金申請サポートを申し込むものとする。

(2) 業務の範囲

第3条 乙は甲に対して、「補助金申請サポート申込書」に記載された補助金(以下「当該案件」という)、の採択に向けた事業計画の作成や申請業務に関わる支援を行う。

第4条 甲は前条の業務に対して真摯に取り組むが、本契約は乙に対して当該案件の採択を保証するものではない。

第5条 本契約期間中において、行政書士法に基づく申請書類の作成等が必要な場合は別途、乙の提携する行政書士と 甲が直接契約を締結したうえで行政書士が書類の作成を行う。

(3) 契約期間

第 6 条 本契約の期間は、「補助金申請サポート申込書」を確認し、着手金が支払われた時から当該案件に関して申請 手続きが終了し報酬額のすべてが支払われるまでの期間とする。

ただし、不採択時は甲の了承に基づき、同一年度内の同一補助金においては契約期間が延長されるものとし、年度が変わって以降の延長はされないものとする。 申込時に当該案件が当該年度における最終募集回である場合は、前条にかかわらず次年度の第一回目の同一補助金申請分まで契約が延長され、これ以降の延長はされないものとする。

(4) 報酬額、支払方法

第7条 甲は乙に対して、「補助金申請サポート申込書」の内容に基づき、請求書受領後、遅滞なく着手金を支払う。 この着手金は、当該案件の支給・不支給の如何にかかわらず、返還しないものとする。

第8条 着手金とは別に、乙の契約履行により、甲が当該案件の採択決定を受けたとき、乙は甲に成果報酬金として 請求を行い、甲は乙の指定する口座へ遅滞なく支払う。なお、振込時手数料は甲の負担とする。

(5) 契約の解除

第9条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めて書面又は口頭により催告した上で本契約を解除することができる。

- ① 本契約に違反したとき。
- ② 不正行為の指示、又はその強要を行ったとき。
- ③ 契約事項を十分に実施せず、又は遅滞させたとき。
- ④ 相手方の信用を傷つけ、又は相手方に不利益をもたらしたとき。
- ⑤ その他、前各号に準ずるような本契約の維持が困難となる事由が生じたとき。
- 第 10 条 次の理由により当該案件の申請ができなくなった場合には、契約を解除し乙には責任が生じないものとする。
- ① 乙の要求する資料や証拠書類が提供されなかった場合。
- ② 甲の提供した資料や証拠書類に虚偽があった場合。
- ③ 法令の改正や行政による指導により事務の手続きが変更となった場合。
- ④ 本契約に違反した場合。

(6) 費用負担

第 11 条 本契約の遂行に必要な、次の第 12 条、第 13 条に定める以外の費用については、原則として乙の負担とする。 ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については、甲の負担とする。



第 12 条 本契約の遂行に伴い、出張を要する場合及び宿泊を要する場合の費用については、原則としてその実費を甲が負担し、宿泊を要する場合には、甲は乙に対して、日当として 1 日 10,000 円を支払うものとする。

(7) 資料、証拠書類の提供

第 13 条 資料や証拠書類(以下「資料等」という)については、甲の責任と費用負担において、甲が乙に提示する。 甲が提示した資料等又は甲の説明に不備があり、これに起因して業務に瑕疵が生じたときは、甲の責任とする。 第 14 条 甲は乙に対して、当該案件の申請手続に必要な資料等や乙から要求のあった資料等を提供する義務を負う。 乙は、甲から提供された情報や資料等を真正なものとして取り扱い、本契約を遂行する。もし提供された情報や資料 等が虚偽であった場合の責任を乙は負わない。

(8) 守秘義務

第 15 条 甲及び乙は、本契約に関連して双方が開示する営業上又は技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨明示して開示した情報及びその性質に鑑みて通常秘密として取り扱われるべき情報(以下「秘密情報」という。)を厳重に保管及び管理するものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報については秘密情報に含まれない。

- ① 開示を受ける前に公知であったもの
- ② 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
- ③ 開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
- ⑤ 開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの

第 16 条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令により開示義務を負うとき又は法律上権限ある公的機関により開示を命じられたときは、必要な範囲内に限り、開示することができるものとする。この場合、秘密情報を開示しようとする者は事前に相手方に通知しなければならない。

第 17 条 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、本契約の目的の範囲を超える複製又は改変が必要なときは、あらかじめ相手方から書面により承諾を得なければならない。

第 18 条 甲及び乙は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報の返還又は破棄その他の措置を講ずるものとする。

第 19 条 甲及び乙は本契約に基づく業務の過程で知り得た甲の秘密を本契約期間中はもちろんのこと、本契約が終了した後も一切漏らしてはならない。

(9) 協議する義務

第 20 条 この契約書に定めのない事項及び契約内容変更並びに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲と 乙が協議して解決するものとする。

(10) 損害賠償

第 21 条 甲と乙において、前条の定める方法にて解決せず紛争が生じた場合は、この契約に関する訴訟の管轄裁判所 を東京地方裁判所とする。

第 22 条 本契約期間中において、甲は乙以外の第三者に当該案件の申請を依頼することは出来ず、甲が乙に業務を依頼したにもかかわらず、甲自らあるいは甲が乙以外の第三者に依頼をすることにより、乙が申請業務を完遂できなかった場合には、乙は得られるべき報酬を甲に対して請求することができる。

第 23 条 乙又は甲の責任で損害が発生した場合には、双方誠実に問題解決に努めるものとする。

2021年9月28日制定

2022 年 4 月 5 日改訂

